

議案第 46 号

向日市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

向日市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 25 日提出

提 出 者

向日市議会議員 上 田 雅

賛 成 者

向日市議会議員 丹 野 直 次

〃 永 井 照 人

〃 長 尾 美 矢 子

〃 和 島 一 行

〃 山 田 千 枝 子

条例第　　号

向日市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

向日市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次
のように改正する。

様式第1号その1を次のように改める。

様式第1号・その1(第7条関係)

政務活動費収支報告

年　月　日

向日市議会議長

様

会　派　名

経理責任者

年度政務活動費収支報告書について

向日市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり

年度政務活動費収支報告書を提出します。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。